

持ち回りで議決した案件の報告について

－ 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について －

【平成 25 年 5 月 16 日施行】

■ 平成 25 年度予算に係る福祉医療貸付事業の融資条件等の変更

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

(1) 保育所に係る貸付けの相手方の拡大

保育所について、貸付けの相手方を次表のとおり改める。

【第 4 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○法人	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○一般財団法人、一般社団法人 ○宗教法人

(2) 有料老人ホームに係る貸付けの相手方等の拡大

一定の要件を満たす有料老人ホームについて、貸付けの相手方及び併設対象施設を次表のとおり改める。

【第 4 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○医療法人 ○一般財団法人、一般社団法人	○社会福祉法人
併設対象施設	○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○病院 ○介護老人保健施設	○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム ○軽費老人ホーム

(3) 複合型サービス福祉事業に係る貸付けの相手方の拡大

老人福祉法に規定する複合型サービス福祉事業について、貸付けの相手方を次表のとおり改める。

【第 4 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○法人	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○医療法人

(4) 償還期間の見直し

代理貸付対象施設に係る償還期間について、直接貸付の償還期間と同条件とする。

【第 16 条関係】

区分	【新】	【旧】
償還期間	直接貸付における同一施設と 同条件	15 年以内

- (5) 児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る貸付金の限度額引き上げ
平成 24 年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に規定する児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る整備事業について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び別表 2 関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 80 (老朽化した施設の改築整備については 100 分の 85)

(6) 都市部における社会福祉施設等の整備事業

国有地等の借地を活用した都市部における社会福祉施設等の高度化事業については貸付金の限度額を優遇していたが、高度化事業に限らず都市部における整備事業について、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	理事長が別に定める

※ 100 分の 90

(7) 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 24 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付対象施設に軽費老人ホーム A 型及び B 型を追加し、貸付金の限度額を 75～80%とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年度まで	平成 24 年度まで

(8) 自家発電設備整備等に係る貸付金の限度額の引き上げ

平成 26 年度までの事業として、自家発電設備等を設置するものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 16 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 90

(9) 障害福祉サービス事業等に係る貸付金の限度額の引き上げ

平成 26 年度までの事業として、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱により

障害福祉サービス事業及び障害者支援施設を整備するものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 17 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 85

(10) 障害者就労支援施設等の整備に係る貸付金の限度額の引き上げ

平成 29 年度までの事業として、障害福祉サービス事業・障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）及び地域活動支援センターを整備するものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 18 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 85

(11) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の特例の対象施設の拡大

平成 25 年度までの事業である社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例の対象となる耐震化等整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 21 条関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び安心こども基金等(※)による耐震化等整備事業	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び安心こども基金による耐震化等整備事業

※社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金（対象施設は通所施設等に限る）。

(12) 貸付金の限度額の引き下げ

老人介護支援センター、点字出版施設、乳児家庭全戸訪問事業に係る貸付けについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条及び別表 1 関係】

区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 70	100 分の 75

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

(1) 在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等の整備に係る貸付金の限度額の引き上げ

在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等を整備するものについて、貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 26 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	100 分の 85

(2) 総合特別区域における整備に係る融資条件の優遇措置

総合特別区域法に規定する総合特別区域において、当該区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う整備事業について、融資条件を次表のとおり改める。

【第 27 条の 2 関係】

融資条件区分	【新設】	
貸付金の使途	設置・整備資金	新築資金又は増改築資金及び機械購入資金※
	長期運転資金	新設に伴い必要なもの(病院・助産所を除く。)
貸付金の限度額	設置・整備資金	100 分の 90
	長期運転資金	所要資金の額又は 1,500 万円のいずれか低い額

※ 機械購入資金については、新設に伴い必要なもの(病院・助産所を除く。)のほか、民間金融機関が融資しない高額な医療機器(病院に限る。)を対象とする。

(3) 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 24 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付金の限度額の引き上げ）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年度まで	平成 24 年度まで

(4) 経営安定化資金の特例

平成 25 年度の事業として、病院に対する長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 15 条関係】

区分	【新】	【旧】
償還期間	8 年以内	5 年以内（特に必要と認められる場合は、7 年以内）
貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額	所要資金の額又は 1 億円のいずれか低い額

3. その他

(1) 法人格の変更

個別の法人名称について、法人格の変更等に対応した修正を行う。

【第 22 条関係】

(2) その他所要の改正

上記に掲げるもののほか、必要な修正を行う。

以上